令和8年度町民税・県民税申告書の手引き

この申告書は、令和８年度の町民税・県民税、国民健康保険税、森林環境税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を適正に課税するための基礎資料となります。また、所得証明や児童手当、保育料、町営住宅入居等の申請のために必要な資料にもなりますので、この「申告書の手引き」を参考に、申告期限（3月16日）までに提出してくださいますようお願いします。

1.　申告をしなければならない方

令和８年１月１日現在、朝日町に住んでいる方で、次に該当する場合に申告が必要になります。

（1）　事業所得（営業・農業・不動産など）のあった方

（2）　給与所得者で次に該当する方

① 給与所得以外の所得（農業、年金、配当、不動産、譲渡など）のあった方

② 令和７年中に退職したため、所得税の年末調整がされなかった方

③ 勤務先（給与の支払者）から、給与支払報告書が、役場税務課へ提出されていない方

④ 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

⑤ 源泉徴収票に記載された扶養控除に異動が生じた方

（3）　公的年金等受給者で、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けようとする方

（4）　**国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方**

（所得の把握、税額の軽減判定のため申告書を送付する場合があります）

（5）　個人年金や生命保険の満期返戻金等がある方

（6）　令和７年中収入のなかった方、家族等の扶養になっている方（学生を含む）

（申告書の裏面を記入して提出してください。）

【注意】 所得税の確定申告をされる方、または、勤務先で年末調整を済ませている方でその他に収入がない方は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

2.　申告に持参いただくもの

（1）　本人確認書類

マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類（免許証、保険証など）

※ 申告書を郵送される方は、上記写しの添付が必要です。

（2）　収入を証明するもの

源泉徴収票（給与所得者および公的年金等受給者の場合のみ）

事業所得（営業、農業、不動産など）のある方は、収入や支出がわかるもの

個人年金、生命保険等の満期受取金などの支払証明書

報酬等を受け取った方は支払調書

株の配当や譲渡があった方は、その収入や経費がわかる書類

（配当金計算書、特定口座の年間取引報告書等）

（3）　控除を証明するもの

健康保険料、後期高齢者医療保険料の支払額のわかるもの

国民年金保険料等の控除証明書、任意継続保険料支払済額証明書

生命保険料・地震保険料等の控除証明書

障害者控除を受ける方は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書

寄附金控除を受ける方は領収証等

医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、健康保険組合等が発行する医療費通知、保険等で補てんされた場合には、その金額がわかるもの。

※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」と、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（予防接種や定期健康診断などの領収書や結果通知表など）が必要です。ただし、医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか受けられません。

3.　申告相談

各地区で行う申告相談は別紙をご覧ください。

（泊地区の方は、役場税務課で申告願います。）

不明な点などがありましたら、役場税務課までお問い合わせください。

〒939-0793　朝日町道下1133　**朝日町役場 税務課**　☎83-1100（内線122、123）

4.　申告書の書き方

1. 収入金額等　2. 所得金額

<table>
<tr><td>営業等</td><td>販売、製造、飲食、サービス業等の営業、自由職業（外交員、作家、ホステス等）の事業をしている人は、この欄に記入してください。</td><td rowspan="2">令和７年中の収入金額（売上代金等）から必要経費（販売した商品や製品の原価、雇員費、修繕費等）を差し引いたものが、所得金額になります。</td></tr>
<tr><td>農　業</td><td>農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる収入のあった人は、この欄に記入してください。</td></tr>
<tr><td>不動産</td><td colspan="2">地代（年貢）、家賃、賃間代等の収入のあった人は、この欄に記入してください。
地代等の収入金額から必要経費（修繕費、固定資産税等）を差し引いたものが、所得金額になります。</td></tr>
<tr><td>利　子</td><td colspan="2">国外で支払われる預金等の利子などで、国内で源泉されていない所得です。</td></tr>
<tr><td>配　当</td><td colspan="2">株式の配当や投資信託の収益の分配金の所得について記入してください。</td></tr>
<tr><td>給　与</td><td colspan="2">給料、賃金および賞与などの収入のあった人は、この欄へ記入してください。この欄は給与の収入金額のみ記入してください。
<table>
<tr><td colspan="2">給与の収入金額（A）</td><td colspan="2">給与所得の金額</td></tr>
<tr><td>1円以上</td><td>650,999円以下</td><td colspan="2">0円</td></tr>
<tr><td>651,000円以上</td><td>1,899,999円以下</td><td colspan="2">A－650,000円</td></tr>
<tr><td>1,900,000円以上</td><td>3,599,999円以下</td><td rowspan="2">A÷4（千円未満の端数切捨て）＝B</td><td>B×2.8－80,000円</td></tr>
<tr><td>3,600,000円以上</td><td>6,599,999円以下</td><td>B×3.2－440,000円</td></tr>
<tr><td>6,600,000円以上</td><td>8,499,999円以下</td><td colspan="2">A×0.9－1,100,000円</td></tr>
<tr><td>8,500,000円以上</td><td>（所得金額調整控除の適用がない場合）</td><td colspan="2">A－1,950,000円</td></tr>
<tr><td>8,500,000円以上</td><td>（所得金額調整控除の適用がある場合）</td><td colspan="2">A－1,950,000円－所得金額調整控除</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>公的年金等</td><td colspan="2">厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金などの収入のあった人は、この欄に記入してください。公的年金に係る雑所得の速算表は次のとおりです。
<table>
<tr><td rowspan="3">年　齢</td><td rowspan="3">公的年金等の収入額</td><td colspan="3">公的年金等に係る雑所得の金額</td></tr>
<tr><td colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>1千万円超2千万円以下</td><td>2千万円超</td></tr>
<tr><td rowspan="5">65歳未満
S36.1.2
以後生まれ</td><td>130万円未満</td><td>収入金額－600,000円</td><td>収入金額－500,000円</td><td>収入金額－400,000円</td></tr>
<tr><td>130万円以上　410万円未満</td><td>収入金額×75%－275,000円</td><td>収入金額×75%－175,000円</td><td>収入金額×75%－75,000円</td></tr>
<tr><td>410万円以上　770万円未満</td><td>収入金額×85%－685,000円</td><td>収入金額×85%－585,000円</td><td>収入金額×85%－485,000円</td></tr>
<tr><td>770万円以上　1,000万円未満</td><td>収入金額×95%－1,455,000円</td><td>収入金額×95%－1,355,000円</td><td>収入金額×95%－1,255,000円</td></tr>
<tr><td>1,000万円以上</td><td>収入金額－1,955,000円</td><td>収入金額－1,855,000円</td><td>収入金額－1,755,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">65歳以上
S36.1.1
以前生まれ</td><td>330万円未満</td><td>収入金額－1,100,000円</td><td>収入金額－1,000,000円</td><td>収入金額－900,000円</td></tr>
<tr><td>330万円以上　410万円未満</td><td>収入金額×75%－275,000円</td><td>収入金額×75%－175,000円</td><td>収入金額×75%－75,000円</td></tr>
<tr><td>410万円以上　770万円未満</td><td>収入金額×85%－685,000円</td><td>収入金額×85%－585,000円</td><td>収入金額×85%－485,000円</td></tr>
<tr><td>770万円以上　1,000万円未満</td><td>収入金額×95%－1,455,000円</td><td>収入金額×95%－1,355,000円</td><td>収入金額×95%－1,255,000円</td></tr>
<tr><td>1,000万円以上</td><td>収入金額－1,955,000円</td><td>収入金額－1,855,000円</td><td>収入金額－1,755,000円</td></tr>
</table>
【計算例】昭和36年1月1日生まれの人で、「公的年金等の収入金額の合計額」が340万円の場合には、「公的年金に係る雑所得の金額」は次のようになります。（他の合計所得が1,000万円以下）　3,400,000円×75%－275,000円＝2,275,000円
【所得金額調整控除】
給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、その金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から下記の計算式で算出した控除額を差し引いてください。　控除額：（給与所得※＋公的年金等に係る雑所得※）－10万円　※上限10万円</td></tr>
<tr><td>業　務</td><td colspan="2">著述業以外の人が受ける原稿料や、非営利資金の利子、シルバー人材センター配分金、講演料等の収入のあった人は、この欄に記入してください。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">生命保険の年金(個人年金)や、互助年金等の上記業務以外のものによる収入のあった人は、この欄に記入してください。</td></tr>
<tr><td>総合譲渡</td><td colspan="2">船舶、機械、特許権等の資産を譲渡した方は、この欄に記入してください。（取得してから５年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期）</td></tr>
<tr><td>一　時</td><td colspan="2">賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金等の一時的な収入のあった人は、この欄に記入してください。</td></tr>
<tr><td>分離課税の譲渡</td><td colspan="2">土地、建物等の資産の譲渡による所得、株式の譲渡による所得のあった人は、「分離課税申告書」が別にありますので、申告の際にお申し出ください。</td></tr>
</table>

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

<table>
<tr><td>⑬社会保険料控除</td><td>令和７年中に支払をした社会保険料（国民健康保険税・国民年金保険料・年金基金掛金・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）を記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑭小規模企業共済等掛金控除</td><td>小規模企業共済法の共済契約に係る掛金（旧第２種共済契約を除く）、確定拠出年金法の年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払いがある場合</td></tr>
<tr><td>⑮生命保険料控除</td><td>令和７年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。　※合計適用限度額は70,000円です
（1）新契約（平成24年1日1日以降に締結した保険契約等）に係る控除
<table>
<tr><td>支払った保険料の区分</td><td>支払った保険料の金額</td><td>保険料控除額</td></tr>
<tr><td rowspan="4">新生命保険料
介護医療保険料
新個人年金保険料</td><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料の全額</td></tr>
<tr><td>12,000円超　32,000円以下</td><td>（支払った保険料の合計額）×1/2＋6,000円</td></tr>
<tr><td>32,000円超　56,000円以下</td><td>（支払った保険料の合計額）×1/4＋14,000円</td></tr>
<tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr>
</table>
（2）旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除
<table>
<tr><td>支払った保険料の区分</td><td>支払った保険料の金額</td><td>保険料控除額</td></tr>
<tr><td rowspan="4">旧生命保険料
旧個人年金保険料</td><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料の全額</td></tr>
<tr><td>15,000円超　40,000円以下</td><td>（支払った保険料の合計額）×1/2＋7,500円</td></tr>
<tr><td>40,000円超　70,000円以下</td><td>（支払った保険料の合計額）×1/4＋17,500円</td></tr>
<tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr>
</table>
（3）新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除
新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除額は、それぞれ次の①および②の金額の合計額（上限28,000円）になります。
①新契約で支払った保険料については、上記の(1)により計算した金額
②旧契約で支払った保険料については、上記の(2)により計算した金額</td></tr>
</table>

⑯地震保険料控除

令和７年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。
※損害保険料控除は廃止となりました。ただし経過措置として、平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除（限度額：住民税10,000円、所得税15,000円）が適用されます。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
①長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年末までに締結されたものに限る）	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超　15,000円以下	（支払った保険料の合計額）×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
②地震保険契約に係るものだけの場合	50,000円以下	（支払った保険料の合計額）×1/2
	50,000円超	25,000円
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		（長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額）＋（地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額）※最高限度額25,000円

⑰～⑱寡婦、ひとり親控除

あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄をチェックしてください。

寡　婦	次のいずれかに該当する人で、ひとり親に該当しない人 （1）夫と離婚した後、婚姻をしていない人のうち、扶養親族を有する人 （2）夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない人 ※上記（1）（2）ともに令和７年中の合計所得が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと　**控除額26万円**
ひとり親	現に婚姻をしていない人または配偶者の生死が明らかでない人のうち、次の要件にすべて該当する人 （1）生計を一にする子(他者の扶養親族とされていない総所得金額等58万円以下の人)を有する人 （2）令和７年中の合計所得が500万円以下 （3）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと　**控除額30万円**

⑲～⑳勤労学生、障害者控除

勤労学生	規定の学校の生徒等の条件を満たし、自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和７年中の合計所得金額が85万円以下の人（自身の学校が該当するかわからない場合は、学校窓口でご確認下さい）　**控除額26万円**

あなた・同一生計配偶者・扶養親族の中で、障害者に該当する場合は氏名を記入してください。

	同居特別障害者である人	左記以外の人
普通障害者	－	26万円
特別障害者	53万円	30万円

㉑～㉒配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者

・配偶者控除　あなたと生計を一にする配偶者で、令和７年中の合計所得が58万円以下の場合、下記のとおり控除されます。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
58万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者（70歳以上の場合）	38万円	26万円	13万円

【同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます）で、令和７年中の合計所得金額が58万円以下の人
【控除対象配偶者】同一生計配偶者のうち、令和７年中のあなたの所得が1,000万円以下である場合の配偶者
※あなたの令和７年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合同一生計配偶者は控除対象配偶者には該当しませんが、障害者である場合は障害者控除が適用されます。「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」に☑チェックしてください。

・配偶者特別控除　あなたと生計を一にする配偶者を有するときに、配偶者の令和７年中の合計所得金額に応じて控除されます。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円（控除は受けられません）		

㉓扶養控除

あなたと生計を一にし、他の事業専従者となっていない配偶者以外の扶養親族で令和７年中の合計所得が58万円以下の場合、右記のとおり控除されます。

		控除額
年少扶養親族（16歳未満）		なし
一般の扶養親族	16歳～19歳未満	33万円
	23歳～70歳未満	

		控除額
特定扶養親族（19歳～23歳未満）		45万円
老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外の者	38万円
	同居老親等	45万円

㉔特定親族特別控除

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族を有するときに、その親族の合計所得金額に応じて控除されます。
※配偶者及び青色事業専従者を除く。

特定親族の合計所得金額	58万超95万以下	95万超100万以下	100万超105万以下	105万超110万以下	110万超115万以下	115万超120万以下	120万超123万以下
特定親族特別控除額	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

㉕基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得に応じて基礎控除が逓減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	なし

㉗雑損控除

令和７年中に災害(震災、風水害、雪害、火災等)や盗難にあった場合で、次のうち多い方の金額が控除されます。
(1)（損害額－保険金等による補てん額）－（所得の合計金額）× 1/10　(2)（災害関連支出の金額－保険金等による補てん額）－５万円
※この控除を受ける場合には、証明書または領収書をお持ちください。

㉘医療費控除（※1）

令和７年中にあなたや配偶者、その他の親族のために支払った医療費は次のように計算し控除します。

（支払った医療費の総額）－（保険等で補てんされた金額）－（「10万円」と「所得合計金額の5%」とのいずれか少ない方の金額）＝（医療費控除額（上限200万円））

（※1）健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う方が、令和７年1月1日から令和７年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、従来の医療費控除との選択により、その年中に支払った対価の額の合計が1万2千円を超える時はその超える部分の金額(上限8万8千円)を所得控除できる、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

6. 給与所得の内訳

源泉徴収票の無い人、パート、アルバイト、日給月給、日雇賃金等の人は、この欄に記入してください。

7. 事業・不動産所得に関する事項

事業所得（営業等）、不動産所得のある人は、この欄に記入してください。

8. 配当所得に関する事項

株式の配当や、投資信託の収益の分配金などの所得があった場合は、その内訳を記入してください。

9. 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

生命保険契約に基づく年金、講演料、シルバー人材センター配分金、原稿料などがある場合、その内訳を記入してください。

10. 総合譲渡、一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡、一時所得のあった人は、その内訳を記入してください。

11. 事業従事者に関する事項

あなたと生計を一にする親族で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した人がいるときに、記入してください。
この場合、あなたの事業から生ずる所得から、次の額が控除されます。

〇事業専従者控除（①②のうち、低い方の金額）

①500,000円（配偶者の場合860,000円）　②（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者の数＋1）

※事業専従者とした人については、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受けることはできません。

12. 別居の扶養親族等に関する事項

別居している控除対象配偶者、扶養親族がある場合に、その方の氏名と住所を記入してください。また、扶養親族等が日本国外に居住している場合は該当するものに☑チェックしてください。

15. 所得金額調整控除に関する事項

次に該当する場合には、給与所得に所得金額調整控除が適用されますので記入してください。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合

ア　本人が特別障害に該当する

イ　年齢23歳未満の扶養親族がいる

ウ　特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

控除額：[給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円]×10%

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計金額が10万円を超える場合

控除額：[給与所得後の給与等の金額（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）]－10万円

※①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

◎　令和7年中に所得のなかった方の記入欄

前年中に所得がなかった人は、該当する数字を〇で囲み、その内容について記入してください。

〇配当控除（配当所得のある場合のみ控除）

種類＼課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

〇調整控除

課税所得金額200万円以下の人		
次の①、②のいずれか小さい額の5%	⇨	①人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額
課税所得金額200万円超の人		
【人的控除額の差の合計額－（個人住民税の課税所得金額－200万円）】の5% ただし、算出した額が2,500円未満の場合は2,500円となります。		

5.　町民税・県民税の計算方法

※1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
※2　配当割額または株式譲渡所得割額の控除がある場合は、下記の計算式の**【③税額控除後の所得割額】**より控除されます。

所得金額の合計（申告書表面⑫欄）	－	所得から差し引かれる金額の合計（申告書表面㉙欄）				＝	①課税される所得金額 ※千円未満切り捨て
①課税される所得金額※千円未満切り捨て	×	税率	－	調整控除	－ 配当控除額※配当所得がある場合のみ	＝	②所得割額 ※百円未満切り捨て
②所得割額 ※百円未満切り捨て	－	・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除） ・寄附金控除（ふるさと納税）				＝	③税額控除後の所得割額
③税額控除後の所得割額	＋	均等割額				＝	町民税・県民税の年税額（住民税の年税額）

〇町民税・県民税の所得割税率、均等割額、森林環境税

区　分	町　民　税	県　民　税	国　税
所　得　割	6%	4%	－
均　等　割	3,000円	1,500円	－
森林環境税	－	－	1,000円

※県民税均等割には、「水と緑の森づくり税」500円が含まれています。
※均等割が課税される方には、令和6年度より1人年額1,000円の森林環境税（国税）が併せて課税されます。

申告期限は
3月16日（月）です